

第8期西東京市障害福祉計画・第4期西東京市障害児福祉計画の策定について

1. 計画の策定

障害福祉サービス等については、平成18年度より3年を一期とする「障害福祉計画」(「障害児福祉計画」は、平成30年度より3年を一期とする。)により、障害福祉サービス等の見込み量を定め、その充実に努めてきました。現行計画である「第7期西東京市障害福祉計画・第3期西東京市障害児福祉計画(令和6年度～令和8年度)」の計画期間が令和8年度で終了することから、令和9年度を始期とする「第8期西東京市障害福祉計画・第4期西東京市障害児福祉計画(以下「計画」という。)」の策定を行います。

計画の策定にあたっては、今年度実施するアンケート調査や関係団体・事業所等へのヒアリングを基に、現状の課題やニーズ等を把握するとともに、障害者基本計画に掲げる基本理念等を踏まえ、一体的に策定します。

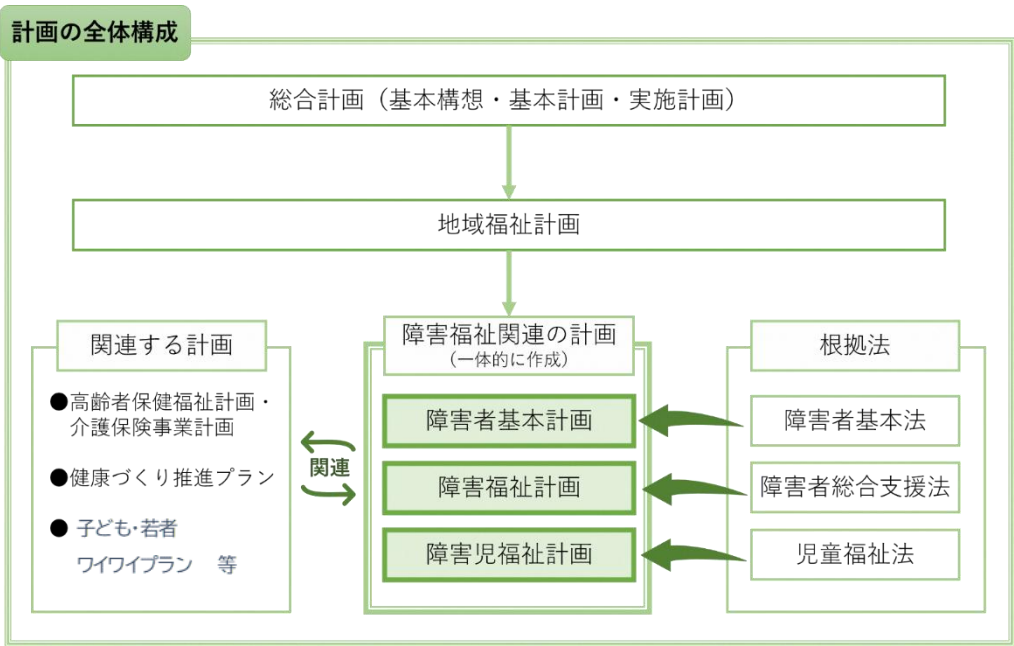
2. 計画の概要

障害者基本計画	障害者基本法に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
障害福祉計画	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス等の見込み量を定める計画
障害児福祉計画	児童福祉法に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援等の見込み量を定める計画

3. 計画の性質

「障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」の位置づけ・他計画との関係

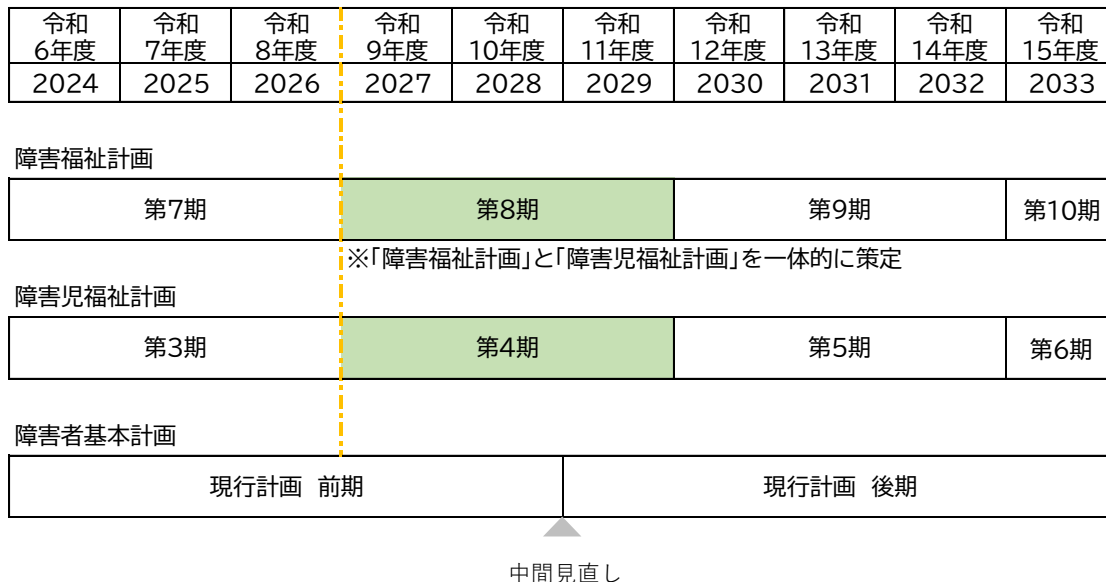
- ①「総合計画」・「地域福祉計画」における障害福祉分野の個別計画
- ②「障害者基本計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体的に作成
- ③国の障害者基本計画、東京都障害者計画及び策定に係る国の基本指針等を踏まえ作成



4. 計画期間

計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間です。

【計画策定スケジュール】



5. 近年の関係法令の改正等の動向

①障害者総合支援法の改正(令和6年施行)

- ・共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、ひとり暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが、法律上明確化
- ・就労選択支援(就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス)の創設
- ・短時間労働者に対する実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化
- ・医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進
- ・難病患者等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・障害者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備(第三者提供の仕組みの規定等)

②児童福祉法の改正(令和6年施行)

- ・全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置等
- ・困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設
- ・児童の意見聴取等の仕組みの整備

③障害者差別解消法の改正(令和6年施行)

- ・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化(改正前は努力義務)